

## 令和 7 年度三田市地域移行関係者連絡会 報告書

精神科病院や障害者入所施設からの地域移行を推進するためのネットワークとして、市内や近隣の精神科病院、障害者入所施設、相談支援事業所、行政の関係機関を対象に、2 か月に 1 回程度の地域移行関係者連絡会を開催した。

令和 8 年度から障害者支援施設における地域移行等意向確認の体制の整備が義務化されたことに伴い、外部講師を招き意向確認の研修を実施した。ワーキンググループを設けて、具体的な意向確認のプロセスや体制整備について議論を行った。

## ○地域移行関係者連絡会の開催状況

開催日	内容	参加者数 (事業所数)
5 月 13 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」紹介</li> <li>・精神科病院においての退院についての意欲喚起についての取組について 話題提供：西橋氏（向陽病院、精神保健福祉士）</li> <li>・障害者支援施設における意向確認ワーキンググループについて</li> </ul>	24 人 (18 事業所)
7 月 14 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインと地域移行等の意向確認についての研修 講師：吉野 智氏（元 厚生労働省障害福祉専門官、PwC コンサルティング合同会社）</li> </ul>	47 人 (26 事業所)
9 月 16 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換：一人暮らしに必要なこと・もの・支援</li> <li>・事例検討：知的障害のある人の親が亡くなった場合の緊急時の対応について 事例提供：坂本氏（わくわく村大原事業所、相談支援専門員）</li> </ul>	19 人 (13 事業所)
11 月 4 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わたしたちの連絡会から考える地域の課題</li> </ul>	11 人 (10 事業所)
1 月 7 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への意向確認 WG の中間報告</li> <li>・知的障害のある人が精神科病院からグループホームに退院した事例について 事例提供：太田氏（あすなる相談支援事業所、相談支援専門員）</li> </ul>	17 人 (14 事業所)
3 月 4 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行の意向確認 WG の経過報告</li> <li>・精神保健福祉法改正から約 2 年、精神科病院と地域との連携について現在の状況を共有</li> </ul>	14 人 (11 事業所)

○開催場所：総合福祉保健センター

参加事業所一覧：19（オブザーバー参加除く）※7月15日研修を除く

【精神科病院】宝塚三田病院、三田西病院、ありまこうげんホスピタル、向陽病院

【障害者入所施設】三田療護園、こぶしの園、沢谷荘、東山荘

【相談支援事業所】あすなろ相談支援事業所、三田福祉の里相談支援センター、三田わくわくの村、相談支援事業所「ねくすと」

【高齢者福祉】三田市地域包括支援センター

【生活困窮者支援】三田市権利擁護・成年後見支援センター

【保健所】宝塚健康福祉事務所

【その他】障害福祉課、基幹相談支援センター、精神障害者支援センター（事務局）

### 地域生活への移行等の移行確認ワーキンググループ（WG）

地域生活への移行等の確認とは、障害者支援施設に入所している障害者に対して、将来的な地域生活への移行や施設外での福祉サービスの利用についての希望を、定期的に施設側が確認把握するプロセスを言う。令和6年障害福祉サービス等報酬改定により、すべての障害者入所施設でこの意向確認の体制整備が求められ、令和8年度からは義務化された。具体的には「地域移行等移行確認担当者」の選任や指針の作成が義務付けられた。厚生労働省は「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」（以下、移行確認マニュアル）を作成、体制整備を促している。

連絡会では、入所施設を対象として「移行確認マニュアル」についての読み合わせと意見交換を目的としたワーキンググループを設けた。

### ○WGの開催状況

開催日	内容	参加者数(事業所数)
8月25日(月)	・7月15日研修の振り返り ・ワーキンググループの進め方について	7人 (6事業所)
10月27日(月)	・第1章「本マニュアル作成の背景」、 ・第2章「本マニュアルの基本理念」	5人 (5事業所)
12月16日(火)	・第3章「意向確認に必要な体制整備」	5人 (5事業所)
2月9日(月)	・第4章「個別の意向確認のステップ」 ・第5章「その後の支援」 ・第6章「Q&A」	6人 (6事業所)

○開催場所：総合福祉保健センター

参加事業所一覧：6（オブザーバー参加除く）

【障害者入所施設】 こぶしの園、沢谷荘、東山荘

【その他】 障害福祉課、基幹相談支援センター、精神障害者支援センター（事務局）

【成果と課題】

・令和 8 年度からの地域移行等意向確認の体制の整備が義務付けられることを踏まえた取り組みを実施できた。①元厚生労働省の専門官を講師に、意思決定支援ガイドラインや意向確認についての研修を実施、連絡会のメンバー以外からの参加が多くあった。

②意向確認の体制整備についてのワーキンググループを設け、取組について情報を交換した。今後、義務化されてから実際の取組について把握する必要がある。

・精神科領域での話題が少なかったためか、精神科病院からの参加がやや減った。令和 4 年精神保健福祉法改正の影響もあって業務負担が増えていると聞いており、地域移行や地域連携の課題を把握する必要がある。